

# 平成 28 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

## 第 1 回 定 例 会 ( 第 1 号 )

招集年月日	平成 28 年 3 月 3 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時 及び宣告	開 会	平成 28 年 3 月 3 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
	散 会	平成 28 年 3 月 3 日 午後 2 時 10 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席 11 名  欠席 名  凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△ 公 務 欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長	西 嶋 二 郎	○	5	岩 根 和 博	○
	副議長	安 田 勝 司	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教 次 郎	○	9	黒 川 民 次 郎	○
	3	栗 原 進	○	10	篠 根 正 一	○
4	藤 原 修 治	○	11	佐 竹 一 夫	○	

会議録署名員	1番	原 克 美	2番	福 島 教次郎
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	景 山 良 材	住民課長	高 橋 武 司
	副 町 長	樋 ケ 司	健康福祉課長	木 川 士 朗
	教 育 長	田 邊 哲 也	産業振興課長	烏 田 正 輝
	総務課長	渡 邊 泰 文	建設課長	赤 穴 清
	企画財政課長	窪 田 英 通	大和事務所長	漆 谷 和 彦
	定住推進課長	岡 先 宏 和	教育課長	漆 谷 千 鳥
	出納室長	小 田 運 博		
職務により議会に出席した者の職・氏名	局 長 三 上 利 三			
議 事 日 程	別 紙 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 平成28年美郷町議会第1回定例会議事日程

(第2号)

平成28年 3月 3日(木) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会 期 の 決 定
3	陳情の委員会付託
4	平成28年度 町長施政方針
5	議案の上程、説明、質疑、討論、表決 議案第 8号 美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について 議案第10号 美郷町園芸作物振興施設管理基金条例の制定について

議案の上程、説明

- 議案第 4号 美郷町行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 5号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 6号 美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 議案第 7号 美郷町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 11号 美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12号 美郷町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13号 平成28年度美郷町一般会計予算
- 議案第 14号 平成28年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 15号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 16号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 議案第 17号 平成28年度君谷診療所特別会計予算
- 議案第 18号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 19号 平成28年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算
- 議案第 20号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 21号 過疎地域自立促進計画の策定について
- 議案第 22号 工事請負契約の変更について（平成27年度町道志君線道路改良工事）
- 議案第 23号 公の施設の指定管理者の指定について（集会所 17施設）
- 議案第 24号 公の施設の指定管理者の指定について（共栄集会所、野井集会所、石見集会所）
- 議案第 25号 公の施設の指定管理者の指定について（君の谷農村塾、君の谷農村公園、上野農村活性化塾）
- 議案第 26号 公の施設の指定管理者の指定について（青杉森林センター、千原コミュニティーセンター）

7	予算特別委員会の設置 発委第1号 予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について
8	予算特別委員会委員の選任について

( 開 会 午前 9時30分 )

●西嶋議長

おはようございます。

開会前がございましたが、町長より諸報告の申し出がありますので、これを受けたいと思います。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

開会前でございますが、ただいま議長のお許しをいただきましたので次の6件についてご報告を申し上げます。

1件目は、今年1月の大雪と寒波における経緯、状況、対応などについてでございます。去る1月23日から25日にかけて日本列島全体に非常に強い寒波が襲来し、本町でも大雪と低温による被害が発生しました。降雪は、粕淵地域では30センチ、沢谷地域50センチ、比之宮地域80センチ程度で、大和地域での積雪の多さが目立つものでした。加えて数10年に1度の異常低温となり、多くの地域で氷点下5度を下回る気象状況となりました。この大雪と低温により県道、町道など重要な道路が通行不能となり、鉄道や路線バスなどの公共交通機関が運休し、また長時間にわたる停電や山間地域での孤立が危惧される集落の発生、ハウスなどの農業施設や車庫の倒壊が相次いで発生するなど大きな被害がもたらされました。25日以降は異常低温のため、水道管の破裂による漏水が空き家を中心に多発し、公共簡易水道施設などでは給水制限や断水などが余儀なくされ、日常生活では過去にない甚大な被害を及ぼしました。被害の広がりを受け、町では26日に「災害対策本部」を設置して各家庭の飲料水の給水活動に全力で取り組みました。一方、一刻も早く通常の飲料水を供給するため、給水施設をはじめ全世帯の宅内の漏水調査、配水施設補水を、折からの積雪に阻まれる中、自治会などの協力もいただきながら昼夜を問わず取り組み、1月31日の早朝に全町の簡易水道が通常運転となりました。この寒波における宅内漏水した世帯は、簡易水道以外の水道施設を含め約360件と把握をしております。2月になりまして水道の定期検針を行い、使用水量の点検に併せ使用状況を把握するため、各家庭に電話で問合せを行いましたところ、漏水や凍結予防を目的とした蛇口からの出し水による世帯が242件と判明しました。これらの被害は自然災害ととらえ、内177件の水道使用料と下水道使用料を減免することにしました。いずれにしましても、雪になれた本町においても初めてともいえる災害内容でございました。今後、この度のことを踏まえ、地域防災計画の見直し、雪害対応マニュアルの作成、空き家情報の共有などに取り組み、雪害はもとより各種災害の教訓として活用してまいりたいと考えております。なお、タブレットにこのたびの経緯、被害の状況と対応、検証について配信をしておりますのでご覧ください。

2件目は、美郷カレッジの起業コンテストについてでございます。平成27年度の「みさとカレッジ」起業コンテストは、9月に募集を開始いたしました。第4回目の募集となります今年も昨年同様、提案者が自ら起業を行う「ビジネスコンテスト部門」と、自ら起業する状況になくとも美郷町で起業をしたいプランを募集する「ビジネスプランコンテスト」の2部門で募集を行いました。ビジネスコンテスト部門は、入賞したプランをブラッシュアップしたのち、1000万円を上限に必要と認められる事業資金を援助するもので、ビジネスプランコンテストは、入賞者に50万円の賞金を授与し、プランの権利は町に帰属そのものです。応募者は、ビジネスコンテストに8件、プランコンテストに9件ございましたが、書類による1次審査を通過いたしましたのは、ビジネスコンテストが3件、プランコンテストが1件で、この4件について、昨年12月20日にプレゼンテーションによる第2次審査を行いました。この審査の委員長には、大分県の大山町で梅酒や滞在型集落施設「ひびきの郷」など、観光事業にも手腕を発揮されました緒方英雄さん。また審査委員の一人には長野県小布施町の株式会社小布施堂代表取締役、市村次男さんをお願いをしました。審査結果は、プランコンテスト部門の入賞者はございませんでしたが、ビジネスコンテスト部門で、商品開発や販売促進、また美郷町の魅力を発信するPR事業を提案された「美郷町の商品プロデュース事業」の1件が入賞となりましたのでご報告をいたします。なお、その事業の内容につきましては、当日のプレゼンテーションの資料をタブレットに配信していますのでご覧ください。

3件目は、定住ポイント事業の実施状況についてでございます。定住の促進と地域経済の活性化を図るために平成26年度から実施しております「定住ポイント事業」の申請などの状況でございますが、2月末の時点では、累計では133名の方から191件の申請をいただいております、合計3060ポイントを交付しております。この内訳と発行数でございますが、転入が70件465ポイント、町内就職が36件720ポイント、町外就職が12件120ポイント、結婚が29件435ポイント、出産が44件1320ポイントという状況でございます。また、現交付総数3060ポイントのうち1947ポイント分につきましては、既に定住ポイント券に交換され、町内の協賛店で使用されております。

4件目は、「地域おこし協力隊の配置状況についてでございます。まず今年度の地域おこし協力隊」の配置状況についてでございます。現在、各地域や団体が配置を希望されている隊員数は27名でございますが、その内配属となっている隊員は25名でございます。今年度中に採用した隊員数は14名、募集中が2名でございます。隊員の状況につきましては、隊員名簿を一覧を配信しておりますのでご覧ください。

5件目は、美郷町プレミアム商品券に関するアンケート調査の結果についてでございます。平成27年度に実施しましたプレミアム商品券に関するアンケート調査結果がまとまりましたので、ご報告を申し上げます。この度の商品券の発行は、1万2000円の買い物ができる商品券を1万円で6000部発行し完売にいたしました。アンケートは、

1月末締切日として12月末に全世帯2351世帯へ配布し、735世帯から回答をいただき、31.3%の回答率でございました。回答内容につきましては、データを配信しております。内容の概略でございますが、まず回答者の内訳としまして、商品券購入世帯から307世帯、購入しなかった世帯から424世帯の回答がございました。商品券により購入した金額の内訳は、生鮮食料品が最も多く25%の世帯で商品券を活用しておられます。続いて加工、飲料などで、続いてその他、家電商品、住宅関連、自動車関連部品などが続いております。購入しなかった世帯の理由としましては、必要としなかったという理由が43%と最も多く、購入しようとしたが売り切れていたという理由が17%ありました。また、商品券の存在を知らなかったという回答も13%いただいております。商品券により新たな商品につながった金額は、1472万5000円で、さらに商品券に上乗せをした金額が520万円ほどとなっております。個別の意見につきましては沢山あり、その内容につきましてもデータで配信をしておりますので参考にしていただければと思います。改善できる点は次の商品券発行に役立たせたいと考えております。以上、プレミアム商品券に関するアンケート結果についてご報告をしました。

最後に、工事発注状況についてでございますが、工事等の発注状況につきましては、同様に一覧表をタブレットに配信しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。以上、6件につきましてご報告を申し上げます。

#### ●西嶋議長

町長の諸報告が終わりました。

全議員で出席であります。ただいまから、平成28年美郷町議会第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番・原議員、2番・福島議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3日から15日までの13日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

#### ●西嶋議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から15日までの13日間とすることに決しました。

日程第3、陳情の委員会付託を議題といたします。本定例会までに受理いたしております陳情は、お手元に配布いたしております文書表のとおりでございます。会議規則第95条の規定により、文書表のとおり所管の委員会へ付託いたしますので、審査・調査をお願い

いたします。

日程第4、平成28年度町長施政方針を議題といたします。町長の施政方針を求めます。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

本日ここに平成28年美郷町議会第1回定例会が開会され、平成28年度の当初予算を初めとする諸議案をご審議いただくにあたり、町政運営の考え方と主な施策につきましてご説明申し上げます。

町政を担わせていただいて以来、3年4カ月が経過したところでございます。

この間、議会の皆様をはじめ、町民の皆様の温かいご理解とご協力をいただきましたことに心から感謝を申し上げますと共に任期の最終年度を迎えるにあたり、改めて責任の重さを身に引き締まる思いをしているところでございます。

さて、昨年10月に発足した第3次安倍内閣は、少子高齢化に歯止めをかけ、誰もが活躍する社会を目指す1億総活躍社会の実現を掲げ、強い経済、子育て支援、安定した社会保障を目指すこととし、GDP600兆円の実現や合計特殊出生率の回復などに向けた取り組みが進められようとしています。

また、昨年末には、将来にわたり活力ある日本を維持していくためのまち・ひと・しごと創生総合戦略において、進捗状況の検証と地方の取り組みに対する情報、人材、財政支援の拡充を盛り込む改定が閣議決定され、新年度から新型交付金の創設などにより、地方を創成事業が本格的に実施されることとなります。

美郷町の総合戦略では、これまで積極的に取り組んでまいりました定住、少子化、産業雇用、地域活性化などの対策をさらに推進していくため、町内で働き続けることのできる雇用環境を創出する、町内へ定住する人の流れを拡充する、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、そして時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域が連携する、の4つの基本目標を掲げ、それぞれの具体的施策において業績指標と目標値を設け取り組んでいくことにしています。

この総合戦略と併せ、現在審議会において審議をいただいております第2次長期総合計画と第3次行財政改革計画の初年度となります。

また、新たな過疎地域自立促進計画も併せ、それぞれの計画の目標達成に向けて検証と見直しを行いながら実施してまいります。

昨年10月に実施された国勢調査の結果速報では、島根県の人口は、69万4188人となっており、美郷町におきましては、前回調査から8.4%、452人減の4899人であり、減少率は県内の市町村の中で高い方から5番目の結果でありましたが、過去2回の国勢調査における減少率を下回っており、取り組んでまいりました定住施策の一定の効果は表れたものと考えております。

今後も人口減少や定住対策は最重要課題のひとつとして取り組んでまいります。

平成28年度も厳しい財政状況の中ではございますが、議員各位そして町民の皆様の知恵とご協力を仰ぎながら、町の目指す次の5つの将来像を基に各施策の実現に向けて最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

まず、1点目は、「利便性の高い快適な暮らしを実感できるまちづくり」についてであります。

町民が安全で快適に暮らし、周辺地域との交流などを活発に行うためには、その基盤となる道路網の整備が不可欠であります。

松江尾道線の全線開通や山陰自動車道の多伎大田間が平成30年度内に完成予定になるなど、本町を取り巻く道路事情も刻々と変化をしている状況の中で、町内外を連絡をする道路もこれに併せて整備をしていく必要があります。

とりわけ、山陰と山陽を結ぶ幹線道路であります国道375号につきましては、既に湯抱と粕淵の間を湯抱2工区として事業着手されております。

また、消防署邑智出張所や、おおち保育園付近の歩道設置につきましても実施されることになっております。今後は長藤地内の未着手区間とともに、早期改良を国・県に対して強く要望してまいります。

県道別府川本線につきましては、島根県に対し総合的な改良計画の要望をしておりますが、依然として具体的な計画は出来ておりません。県の計画は、地元との協議により一部の箇所において待避所や法面改良工事を実施することになっておりますが、県単事業のため進捗していないのが現状であります。今後も路線の格上げや事業の推進を強く要望してまいりたいと考えております。

県道川本波多線の竹工区につきましては、竹谷川付近の橋梁新設工事が行われており、引き続き現道の嵩上げ工事が実施される予定となっております。また、対岸側の市井原から川本町多田での間のトンネル工事が実施されることになっており、現在予備調査が行われております。

町道の整備は、地域で生活の利便性を高める上で欠かせないものであり、平成27年度からの新規改良路線であります粕淵三瓶線、乙原築瀬線、田水線の3路線と、浜原大橋、栗原橋の塗装修繕を引き続き実施いたします。他の継続路線の改良につきましても、道整備交付金、辺地対策事業及び地方改善事業などにより推進をしてまいります。

道路の維持修繕につきましては、多額の費用を必要としますが、点検を基に必要な修繕を行ない、住民生活の安全と安心を確保するとともに、効率的な実施により施設の長寿命化を図ってまいります。

農道、林道につきましては、県営の大邑広域農道の保全対策事業や林道信喜線などの改良を国の補助金を取り入れながら積極的に促進してまいります。

次に公共交通の充実についてであります。

地域の住民の移動手段の確保と交通不便地域の解消を図るため、町内を運行するバス線につきましては、より利便性が高く効率的な運行を目指し、一部の地域と路線でデマンド型乗合いタクシーを拡充するなどの検討を行います。

J R三江線につきましては、昨年10月の廃線とも取れる新聞報道後、三江線改良利用促進期成同盟会として島根・広島両県知事また国土交通大臣や両県選出の国会議員に対し存続に向けた要望を行い、2月6日の臨時総会においてJ R西日本から提案のありました「地域ニーズに合った公共交通のあり方について」検討を始めることにいたしました。

三江線は、利用者は少ないながら、沿線住民、交通弱者といわれる高齢者などにとりましては、通院、買い物などで欠くことのできない交通手段でございます。また、美郷町をはじめ沿線市町にとりまして、観光や交流事業など地域活性化の一翼を担う重要な役割を持った交通機関でもあります。引き続き、美郷町三江線利用促進協議会や沿線市町と連携し、利用促進に向けた取り組みを進めてまいります。

上下水道事業についてであります。

上下水道は町民の健康と福祉また環境を守る重要な生活基盤であり、安全な水を安定的に供給するとともに、きれいな水として自然に返すことで自然環境保全の役割を担っております。

水道施設の整備としまして、酒谷・石原統合簡易水道工事を引き続き実施し、安定した飲料水の供給に努めてまいります。

下水道の整備では、未加入者に対しまして公共下水道・農業集落排水施設への繋ぎ込みとともに、町設置型合併処理浄化槽の設置を促進してまいります。

下水道施設の適正な管理を行ない、特に公共下水道の邑智浄化センターやマンホールポンプなどの長寿命化計画を策定し、それに基づく機械の更新を行う予定にしています。また、上下水道事業とともに収納対策の強化を図り、経営の安定化に努めてまいります。

町営住宅につきましては、計画に基づく修繕を実施いたします。また、老朽化が進んでいる都賀本郷地内の「小集落改良住宅を都賀本郷団地」5棟10戸の取り壊しを計画しております。

環境衛生に関しましては、家庭や事業所から排出されるごみの減量化や再資源化を図るとともに、不法投棄や焼却による不適切なごみ処理の防止などの啓発を行い、環境保護と美しい町づくりに努めます。

地籍調査事業につきましては、既に239.71平方キロメートルの調査が終了し、継続事業として乙原地区で2地区、志君地区で1地区、計3地区5.48平方キロメートルの地籍測量を行い、これにより本町の地籍調査事業は完了します。

新エネルギー導入事業につきましては、太陽光発電設備や木質バイオマスを利用したストーブ、高効率給湯器の導入などを引き続き推進し、普及啓発に努め、二酸化炭素の排出抑制を図ってまいります。また、平成27年度の邑智小学校に続き、しまね環境基金事

業により大和小学校への太陽光発電システムと蓄電設備を設置いたします。

次に消防・防災・防犯についてであります。

地域防災の中核となる消防団の1月1日現在の団員数は283名と定員に達しない状況が続いておりますが、定員300名は維持しつつ3月末で大和事務所分団を廃止し、10分団とする組織再編を行います。

今後も消防団員の定員確保と、消防力を最大限に発揮されるための装備の充実に取り組んでまいります。

防災対策につきましては、ハード面では土砂災害警戒区域内の砂防施設工事が2箇所、急傾斜崩壊対策工事が1箇所引き続き実施される予定でございます。ソフト面では、昨年度から土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの指定につきまして調査や住民説明会が行われており、指定後は、住民周知のための土砂災害ハザードマップの作成を検討いたします。

また、江の川浸水災害では、江の川の浸水想定区域の見直しなどを国土交通省が提示することから、洪水ハザードマップの作成と住民周知を予定しております。

災害が発生する恐れがある場合には、気象や防災情報を迅速かつ的確に住民に発信することが行政の大切な役割と考えております。防災行政無線以外でも、ホームページなど様々な媒体を活用した情報発信に努めてまいります。

併せて住民避難訓練では、危険区域の予測と各機関との連携の方策などを検討する災害図上訓練を積極的に取り入れ、自主防災組織の活性化を図ってまいります。

地域の防犯につきましては、すべての連合自治会に設置されている青色防犯パトロール隊と地域安全推進員などと協力し、安全安心な地域づくりの取り組みを継続してまいります。

2点目は、「人と地域の個性を活かした産業を創出するまちづくり」についてであります。

人材と産業を一体的に育てる仕組みとして取り組んでまいりました「みさとカレッジ」は、起業コンテストにより4件の起業と、薬草、蜜蜂食品加工など各種講座の開催により、新たな動きや外部人材とのつながりが生まれ、一定の成果があったものと考えております。本町の総合戦略の柱でもあるこの取り組みを推進し、人材育成や6次産業化、ヘルスケア産業などのビジョンを実現していく組織として、民間の経営ノウハウを導入し、効率的に運営していくため検討を進めてまいります。

再生可能エネルギーによる新たな産業と雇用を創出するため、取り組みを進めております木質のバイオマスガス発電事業につきましては、現在、資源調査を実施しているところであり、今後関係機関と調整を図りながら、基盤整備のための詳細な検討を水力発電事業に関する調査と併せて実施し、随時、進捗状況や効果などを検証しながら持続可能な産業となるよう推進してまいります。

次に、農業振興についてであります。

昨年10月にTPP協定が大筋合意となり、農林業の生産現場はその影響が懸念されるところです。

そのような中、耕作条件不利地の対策として中山間地域直接支払い制度や環境保全型農業直接支払い交付金と多面的機能支払交付金により、地域の共同活動を支援してまいります。

農山漁村活性化プロジェクト事業のリースハウス事業につきましては、引き続き建設を進め、農産物の販売額の拡大に努めてまいります。

不作付け農地の解消策として、不作付け農地に新規作物を導入する際、排水対策や土壌改良などに対する助成制度を設け、農地の有効活用を推進してまいります。

また、1月には記録的な積雪と寒波に見舞われ、14棟の農業用ハウスが倒壊しました。被害を受けられたハウス所有者に対し、県の補助制度を活用しながら復旧の支援を行ってまいります。

これまで芍薬苗の無償配布や野草茶加工などで、薬草薬樹の里づくりを目指してまいりましたが、引き続き苗の配布を行い、新規作物導入を支援事業の活用も視野に入れながら、薬草作付面積の拡大を進めてまいります。併せて、ヘルスケア産業に関連する取り組みに対しましても支援を行ってまいります。

農産物加工の振興では、大和農林産物処理加工施設の改修工事を行なうとともに、新商品の開発や創業に対し助成を行います。

畜産振興につきましては、町単独の補助制度の補助率引き上げにより経営の支援を行ってまいります。

次に林業振興につきましては、満期を控えた町行分収造林の相続者の整理や契約者との話し合いを進め、分収林処理の方向性を定めてまいります。また、林地残材を個人で持ち込む場合、数量に応じた商品券の発行を行い、個人集積量の調査や、町有林に植林しておりますキハダ植栽地の除伐を実施し育林に努めてまいります。

鳥獣被害対策では、獣害に強い畑づくり、地域づくりを推進するとともに、防護柵の適正設置の啓発を行います。

山くじらブランドの振興につきましては、2月には新たな缶詰製造も始まったところでございます。全国から視察者も多く訪れており、施設整備の支援やPRの拡充に努め、ブランド育成を推進してまいります。

商工業の振興策としまして、引き続き町単独でプレミアム商品券の発行を行い、町内の消費の喚起を行ってまいります。

また、商工業者の施設改修、備品整備に対する助成制度を新設し、事業者の支援を行ってまいります。

雇用対策として平成27年度に創設しました町内事業所が町民を新規に雇用した場合

の助成制度につきましては、町内雇用の促進に一定の効果が見えたことから継続実施いたします。

次に観光の振興についてであります。

本町には、歴史、自然環境、食、特産品、石見神楽などの観光資源となり得る素材が豊富であり、これらの活用と地域や近隣市町などとの連携により、広域的な情報発信を行うとともに、新たに、町の魅力を広く伝えていただく「ふるさと大使」を委嘱し、入り込み客の増加と交流人口の拡大を図ってまいります。また、観光協会の第3種旅行業者登録に向けた体制整備を行います。

石見神楽は、子供から大人まで楽しむことができる代表的な伝統文化、芸能であります。美郷町の知名度アップと観光交流の観点から、新たな神楽共演大会の開催を考えております。

実施3年目を迎える観光サポーター事業は、年々利用者が増えており、一層のPRに努めながら引き続き実施し、多くの人に美郷町を訪れて宿泊していただけるよう努めてまいります。

田舎ツーリズムでは、邑智郡田舎体験交流協議会や美郷町田舎丸ごと体験推進協議会などと連携しながら、豊かな自然や豊富な体験メニューを提供し、事業が定着するよう取り組みを継続してまいります。

指定管理により運営しております「ゴールデンユートピアおおち」、「カヌーの里おおち」、「潮温泉大和荘」、「グリーンロード375」は、受託事業者に対し、利用者増のための情報発信の充実と健康福祉事業や余暇活動にも積極的に利用していただけるよう指導を行うとともに、経営の効率化を求めてまいります。

なお、大和荘の建て替えにつきましては、現在、プロポーザル方式による設計事業者の選定を行っており、総合戦略に掲げたヘルスケア産業を推進していくためのシンボリックな施設のひとつになるよう進めてまいります。

3点目は、「人が輝き交流が生まれる学びのまちづくり」についてであります。

生涯学習は、人の心を豊かにするとともに、人づくりを通じた地域づくりのための基礎となるものです。公民館や集会所はこうした学習活動の拠点であり、自由に学習機会を選択していただけるような学習者や地域のニーズを把握し、学習需要にこたえるための基盤整備を進めてまいります。

また、地域の牽引役である中高齢者を対象に、健康で生きがいのある人生づくり、地域を越えた人的ネットワークづくり、そして、学習で獲得した知識、技能を活用して地域で活躍していただくことを目的に「美郷大学」を引き続き開校いたします。

地域の宝である子どもたちに対しましては、地域を知り、ふるさとを愛しやがては美郷町を担っていく人材となるよう、地域ぐるみで子供たちを育てる「ふるさと教育」を推進してまいります。

放課後や休日、長期の休み期間などにおける子どもの安全な居場所として、また、保護者が安心して就業されるための子育て支援の1つであります「放課後児童クラブ」につきましては、放課後子ども教室事業と連携して、活動の充実を図るとともに、サービス拠点の増加を検討してまいります。

また、美郷町における社会教育の発展と充実のため、県派遣の社会教育主事を配置するとともに、職員の資質向上を促し、社会教育主事の資格取得を進めてまいります。

次に学校教育についてであります。

新学習指導要領により、子どもたちの「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた教育の推進に努め、今年度も県派遣の指導主事の配置や、タブレットなどのICT機器の活用、また公営塾「美郷町学習支援館」の開設などにより学力の向上を図ってまいります。

いじめ、不登校の問題につきましては、アンケート調査の実施やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置により、未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を進め、学校生活の満足度を高める教育を推進してまいります。

特にいじめ、虐待、体罰は絶対に許されないことであり、美郷町いじめ問題対策連絡協議会を中心に、学校と保護者、関係機関との連携をさらに強化して、これらの根絶に向けて取り組んでまいります。また、引き続き、ここにこサポート事業を拡充し、不登校や学習支援などの課題に対処してまいります。

学校図書館を活用した事業の効果的な実施を目指し、各学校に学校司書を配置して読書力と学力の向上を図ります。

また、英語力の強化、国際理解教育の推進を図るため、英語指導助手の配置を継続いたします。

学校給食につきましては、町内産の安全で新鮮な食材を使い、子育て支援策として、保護者の給食費負担を軽減するとともに、栄養豊かな給食を提供することにより、児童・生徒の健全な成長を促します。また食育の推進も引き続き図ってまいります。

児童・生徒の登下校につきましては、青色防犯パトロール隊、関係団体などのご協力をいただき安全確保に努めてまいります。

次に、人権を尊重するまちづくりの推進についてであります。

人権尊重の明るい町づくりに向け、同和問題をはじめ、外国人、障がい者、性別などあらゆる人権問題の解決に向け、「人権施策基本方針」に沿って、美郷町人権・同和教育推進協議会との連携や隣保館事業などにより、更なる人権・同和教育の推進に取り組んでまいります。

次に、文化スポーツの充実についてであります。

文化振興につきましては、歴史的に文化遺産や郷土芸能など、誇れる郷土文化を後世に

伝えていく必要があります。とりわけ石見銀山街道は、美郷町内の街道部分が最も当時の面影を残していると言われており、国の史跡指定を目指して、「やなしお道」の測量や資料整理を進めるとともに、沿線の付加価値を高めるための調査や啓発活動なども進めてまいります。

同時に、街道沿線の自治体や民間団体と連携し、銀山街道ウォークなどのイベントを引き続き開催いたします。

みさと町民文化祭につきましては、内容の充実に向け、工夫と改善をしております。

昨年開館しました町立図書館「みさと本の森」は、住民のニーズを取り入れながら、より有益な書籍の選定を行ない、町民の皆様から愛される図書館を目指してまいります。

スポーツの普及につきましては、本年度も町体育協会を中心にしたスポーツ活動の普及に支援を行ってまいります。また、スポーツ少年団につきましても、各団体の自主的な活動に対して支援を続けてまいります。

次に4点目でございますが、「生涯を通じて健康で安心できる町づくり」についてであります。

まず、保健、医療の充実についてであります。

平成25年度に策定いたしました「美郷町健康づくり計画」に基づき、引き続き元気に生きがいをもって生活できる生涯現役の健康なまちづくりを推進してまいります。

成人保健対策につきましては、特定検診受診率が平成25年度以降、低下しております。引き続き、あらゆる機会をとらえて、広報や啓発に努めるとともに医療機関と連携をとりながら受診を促してまいります。

がん検診のうち、受診率が低い傾向にあります子宮頸がん、乳がん検診の受診勧奨を強化するとともに、より多くの医療機関で受診できる体制の周知に努めてまいります。

また、生活習慣病予防対策として実施しております高齢者への配食サービスにつきまして、65歳未満の特定保健指導対象者や、医師から食事療法による治療の指示があった方に対する病態食購入費用の助成を引き続き実施いたします。食の重要性を家族とともに意識していただくための包括的な健康教育を実施するとともに、医療機関、食生活改善推進協議会、学校教育、公民館事業などと連携しながら、より良い生活習慣を身につけていただくための啓発を行ってまいります。

歯科保健対策につきましては、保育園入所の3歳児から中学校3年生までを対象にしたフッ素洗口の実施により、むし歯数が徐々に減少傾向にありますが、成人期以降の歯の喪失率が高いため、新たに特定健診に併せ歯科保健指導を実施し、口腔内の健康により関心を持っていただく環境づくりを進めてまいります。

次に、国民健康保険と後期高齢者医療についてであります。

国民皆保険制度の重要な役割を担ってきた国民健康保険事業の財政運営は、年々厳しさを増しております。特に近年の医療費の増加などにより、平成27年度におきましては、

基金を全額取り崩し、一般会計からの基準超過繰出しにより予算執行を行いました。保険者が、町から県に移行となる平成30年度までの運営と、移行後の保険料率を勘案し、平成28年度も資産割の廃止を含めた税率改正を行う必要があります。

また、後期高齢者医療制度は、広域連合との連携を密にし、適正な運用に努めてまいります。

次に、子育て支援についてであります。

子育て世代の支援策として、保育料の減額や、第3子以降の無料化を実施していますが、新たに、低所得者の第1子保育料を軽減するとともに町内保育施設での完全給食を施し、在宅時の保護者へは、在宅育児手当を支給するなど、子育て世代の経済的支援策を強化いたします。

また、就労形態、生活様式の変化に伴う保護者ニーズの多様化に対応するため、病児保育の準備を進めるとともに、妊婦や障がい児・在宅児などの子育て家庭への支援を継続いたします。

子どもたちの成長過程に応じた啓発事業や相談体制を充実し、より良い子育て環境の実現に取り組んでまいります。

母子保健対策につきましては、妊婦の経済的負担を軽減し、定期的な検診を促し、安心して出産を迎えられる環境整備の取り組みの1つとして、新たに妊婦健診の際の通院助成を行います。

次に、高齢者支援対策と介護保険についてであります。

団塊の世代が75歳を迎える2025年には、支援を必要とする高齢者の増加が予想される中、介護保険制度の改正により、平成30年度から要支援者の訪問介護や通所介護のサービスが介護保険給付の対象外となることから、介護予防・日常生活支援総合事業を実施していく体制整備が急務となっております。

同時に、地域の自治会や各団体と協力して、要介護者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることが出来るよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでまいります。

次に、障がい者支援についてであります。

障害者総合支援法により、入所型サービスから通所または居宅型サービスへの移行方針が示され、障がい者一人ひとりが地域とかわりを持ち、基本的人権を共有する個人として尊厳を持った生活を営むため、支援事業を充実していく必要があります。そのため、町内外の障がい者支援事業所と連携し、地域での生活を支える取り組みを進めてまいります。

生活保護業務につきましては、平成27年4月の生活困窮者自立支援法とともに施行をされた生活保護法の一部改正により、被保護者の相談に応じ、必要な情報の提供と助言を行う被保護者就労支援事業などが実施されるところでございます。

生活困窮者自立支援法の運用にあたりましても、生活保護制度の基本的な考え方に基  
づき、生活保護が必要であると判断される場合には、実施機関と連携を図りながら、適切  
に生活保護に繋げてまいります。一方、生活保護から脱却した方が、必要に応じて、生活  
困窮者自立支援法に基づく事業を利用されることも考えられるため、生活困窮者自立支  
援制度と生活保護制度とを連続的に運用してまいります。

住み慣れた地域で、安心して一生を過ごすことができるよう、保健、医療、福祉が連携  
した施策を進めてまいります。

5点目は、「連携の絆で支え合うコミュニティのまちづくり」についてであります。

美郷町の将来ビジョンとなる第2次長期総合計画は、現在、住民代表や産業界、金融機  
関などの代表で構成する審議会に諮問し、ご審議をいただいているところですが、昨年1  
0月に策定した総合戦略や時代の潮流などを踏まえ、人口減少と地域経済縮小の克服な  
ど、将来の町づくりの指針として策定してまいります。

集落の活性化につきましては、重要課題として取り組んできたテーマであり、このため  
施策、事業展開に引き続き力を注いでまいります。

将来人口の見通しなど中山間地域は厳しい状況にあります。地方創生、総合戦略など  
の国や県の大きな施策や、田舎暮らし志向の高まりなどを追い風とし、中長期的な視点か  
ら、安心して住み続けることができる地域づくりに向けて取り組んでまいりたいと考  
えております。

平成28年度に策定する総合計画は、連合自治会ごとに策定される地域コミュニティ  
計画を含めた計画になります。こうした地域の動きや計画などに応じて、連合自治会活動  
の持続と一層の充実のため、地域力アップ交付金を拡大し、また先進的な取り組みを行う  
地域の活動に対する過疎ソフト交付金事業も継続いたします。

交流センターの無い地域において、住民主体の議論や活動を踏まえ、活動拠点整備とし  
て総合戦略に掲げた「小さな拠点づくり」などにより、これからの地域運営への仕組みづ  
くりを進め、地域コミュニティの維持と活性化に取り組んでまいります。

定住対策につきましては、人口減少に歯止めをかける上で、引き続き重要課題であると  
認識しております。自治会との連携により、町全域で空き家調査を実施し、空き家バンク  
への登録の推進と空き家の有効活用を行ない、UIターン者の積極的な受け入れを図りま  
す。

子育て世代の定住を支援し、地域に若者の活力を生み出す若者定住住宅につきましては  
は、地域の要望に基づき、候補地を選定した上で引き続き実施してまいります。

結婚対策につきましては、本町におきましても未婚化、晩婚化は例外ではありません。独  
身男女の出会いの場の提供と、未婚者が相談しやすい環境をつくるため、新たな「出会い  
コーディネーター」を配置いたします。

都市交流につきましては、東京、大阪、広島各出身者会の自主的な運営を引き続き支

援いたします。

広島市西区や己斐学区との交流も、地域と密着した各種イベントや子供交流など相互の事業を通じ、人的・物的交流を推進してまいります。また、今年は己斐との交流事業が30年の節目を迎えることから、記念行事を行うことにしております。

これまで、多額のご寄付をいただいております「ふるさと納税」につきましては、昨年末にポータルサイトを開設し、なるべく多くの方の賛同を得やすい環境を整えました。今後は、特典としての返礼品充実などにより、本町への関心を高めていただくよう努力してまいります。

地域おこし協力隊につきましては、任期満了による補充と新規募集を含め、25名の配置予定をしております。平成21年10月の配置開始から現在8名の隊員が本町に定住をしており、引き続き地域力の維持・活性化のため、適切な配置に取り組んでまいります。

次に、マイナンバー制度についてでございます。

昨年10月以降、住民の皆様順次マイナンバーが通知され、本年1月から行政手続などで利用が始まり、マイナンバーカードの交付も始まりました。制度の浸透には、もう暫くかかると考えておりますが、これまでの準備は順調に進み、大きな混乱もなくスムーズな導入に至っております。さらに、平成29年7月には、全国ネットワークでの接続が予定されており、これに向けマイナンバーの管理・運用システムの整備、広報などのほか、セキュリティー対策などの本格運用のための準備を進めてまいります。

行政が行った処分の救済措置として行政不服審査制度につきましても、法律が大幅に改正されることから、公正性の向上のための仕組みづくりを行います。

行財政改革につきましては、合併以後からの取り組み成果や地方における社会情勢の変化などを踏まえ、新たな行政ニーズや課題などの視点から、時代に応じた自主・自律的な行政運営に向けて取り組んでまいります。また、公共施設総合管理計画の中で、老朽化した公共施設のあり方についての方向を明らかにしてまいります。

次に、「平成28年度の予算編成方針と予算の概要について」であります。

地方交付税の減額などによる財源不足を、財政調整基金や減債基金の取り崩しなどで補う極めて厳しい予算編成になっておりますが、引き続き、道路網の整備と公共交通対策、定住・産業・雇用対策、子育て支援と在宅福祉の充実、そして集落の活性化に係る施策に重点を置いた配分を行っております。

また、本町の総合戦略の基本施策につきましても、地方創生に係る推進交付金、新エネルギー関連補助金を有効に活用しながら予算編成をいたしました。

平成28年度一般会計予算は、総額65億2500万円であり、農産漁村活性化プロジェクト交付金事業や他会計繰出金などの増により、前年度当初予算に比べ1億8000万円、2.8%の増額となっております。

歳入でございますが、町税につきましては、個人町民税を1.6%、軽自動車税は11.

3%、また地方消費税交付金は県試算により30.8%それぞれ増額としており、固定資産税は償却資産の減により1.2%の減額を見込んでおります。

また、地方交付税につきましては、合併から11年を経過し、緩和措置が取られるとはいえ特例加算が減額となるため、普通交付税を1億7000万円、特別交付税は2000万円の減額と見込んでおります。

歳出予算につきましては、施設維持管理費などの経常経費や特別会計繰出金の増などにより、今後も、基金を取り崩すなど厳しい財政運営が続くと予想され、収納対策の強化と、更なる経常経費などの節減に努めてまいります。

各特別会計の予算は、住宅新築資金等貸付事業特別会計が、235万9000円で、平成27年度とほぼ同額、簡易水道事業特別会計は、3億8626万円で、33.2%の増額、下水道事業特別会計は、2億6077万3000円で4.1%の増額、君谷診療所特別会計は、526万2000円で1.3%の増額、国民健康保険特別会計は、8億1023万8000円で5.4%の増額、国民健康保険診療所特別会計は、8778万2000円で13.5%の増額、後期高齢者医療特別会計は、1億8963万1000円で、2.6%の増額となりました。各特別会計とも財源確保などの面で課題を抱えていることから、安定的な事業運営のため一層の経営努力を重ねてまいります。

以上、平成28年度における町政運営の考え方と主な施策、そして予算概要についてご説明を申し上げます。

社会情勢、地域課題に対応し、持続可能な地域と行政運営を行ない、町政の一層の発展のために尽力する所存でございますので、引き続き、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、施政方針とさせていただきます。

ありがとうございました。

#### ●西嶋議長

町長の施政方針が終わりました。

ここで、休憩といたします。

再開は10時50分といたします。

( 休憩 午前 10時35分 )

( 再開 午前 11時00分 )

#### ●西嶋議長

会議を再開いたします。

日程第5、先議として議案第8号及び議案第10号について、議案の上程、説明、質疑、討論、表決に入ります。

議案第8号、美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議

案第10号美郷町園芸作物振興施設管理基金条例の制定についての2議案について、執行部の提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

上程になりました、議案第8号についてご説明を申し上げます。

議案第8号、美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

この条例の上程につきましては、平成27年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の交付を受けまして、職員給与について所要の改正を行うものでございます。新旧対照表の方で、ご説明をさせていただきますのでお開きいただきたいと思っております。

この改正条例は2条構成となっております、第1条では、平成27年度の勤勉手当の支給率の改正を、第2条では医師に支給する初任給調整手当の支給額、単身赴任手当の支給額と規則で定めるものの支給上限額、管理職特別勤務手当の支給額、平成28年度の勤勉手当の支給率、そして別表に定める給料表を改正するものでございます。

新旧対照表1ページの第1条では、第19条に定める勤勉手当の改正を行うもので、一般職で0.1月、医療職で0.1月、再任用職員で0.05月の改定について12月支給分で改正することとするものでございます。この平成27年度支給は、附則の方で定めさせていただきます。次のページから第2条でございます。

第9条で、医師等の初任給調整手当を、第12条の2で、単身赴任手当と規則で定める交通距離の上限額について改定するものです。

第17条の2では、管理職員特別手当について改定するものでございます。この第2項では、週休日、休日、年末年始の休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に、災害等により勤務した場合に、同手当の支給について定めるものでございます。次のページ、第3項でございますが、この管理職特別手当の額について週休日については改定し、平日については新設するものでございます。

このページ中段の第19条第2項では、勤勉手当について第1条で改定した6月と12月の勤勉手当の月数を同じにするもので、第1号で一般職と医療職を第2号で再任用職員について定めるものでございます。これは平成28年度からの適用となります。

4ページの別表第1、行政職給料表の一般職と再任用職員の額を改定するもので、1級及び2級23号までは増額となりますが、2級25号以降は減額となります。

ページを飛んで頂きまして、8ページからは、医療職給料表の改定について、定めるものでございます。

おそれ入りますが、議案の方をお開きください。議案の条例案の方でございます。

最終ページから3ページ目に附則を掲げております。附則1から3におきまして、この条例の第2条の規定は、平成28年4月1日から施行し、第1条の規定につきましては、平成27年12月1日から適用することとしております。附則の5では、給料表の切り替えにより、切り替え前の給料月額に達しない場合においては、平成33年3月31日までの5年間、その差額を給料月額として支給する現給保障、その他必要な調整を行うこととしております。附則7では、規則委任について述べております。

以上で議案第8号の説明を終わります。ご審議のことをお願いいたします。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程になりました議案第10号について、ご説明いたします。

議案第10号、美郷町園芸作物振興施設管理基金条例の制定について。美郷町園芸作物振興施設管理基金条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月3日提出。美郷町長景山良材。

議案の内容について説明をさせていただきます。

まずこの基金条例は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で進めておりますリースハウス事業の賃借料に対する県補助金、園芸産地再生担い手地域育成事業補助金を積立て、後年の修繕等に要する経費とする財源として積み立てるものでございます。

第1条で、目的及び設置に関することを定めております。

第2条では、積み立てに関し、一般会計により、予算を定めることと規定しております。

第3条では、管理に関する規制として、金融機関、その他有利な方法で保管することを定めております。

第4条では、運用に関する益金の処理について規定しております。益金については、基金に繰り入れることを定めております。

第5条では、繰り替え運用について定めておりまして、確実な繰戻し方法及び利率による繰り替え運用を認めることとしております。

第6条では、処分に関する規定で、目的に沿った経費支出に対し、全部または一部を処分することと定めております。

第7条においては、基金の管理に関し、この条例に定めるもののほかは、必要な事項を町長に委任することとしております。

附則として、この条例は公布の日から施行するということとしております。以上、説明を終わります。

●西嶋議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。はじめに議案第8号に対する質疑をお願いいたします。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続きまして、議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

●西嶋議長

1番、原議員。

●原議員

若干聞きもらしたところがありまして、大変申し訳ございませんが、この基金条例というものが、プロジェクト事業の中で、こういったものを定めなければならないというふうになっておるのかどうか。それと、先ほど言われました積み立てのですね、内容、県の補助金とかいうことは、チラッと覚えておるんですけども、その辺のところをもっと詳しくお教え下さい。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

少し言葉足らずのところがあったと思います。この事業は県単独の補助金でございまして、リースハウス事業を実施した場合に、リース料を受益者の方から請求しますが、そのリース料に対して、県が五年間ほど補助をしまいついて、生産者の人の負担を軽減していくという趣旨のものでございます。

うちの場合は、12年間リース期間をやりますので、その内の最初から5年間は県の補助金が、5年間のうちに3年間は、リース料に対して2分の1の助成をしております。それから、4年目5年目については、リース料の3分の1を補助すると、その補助金が、町の方に入ってくるという補助金でございまして、補助金の会計処理としては、県の方は、5年間の補助金を1年で全部振り込むという処置にしております、その間もちろん受益者の方に対しては、県の補助金が配分されたというふうなことで、最初の3年間は2分の1の請求をして、4年目、5年目は、3分の2を請求すると、そういうような事業でその補助金を積み立てていくというところでございます。

●西嶋議長

1番。

●原議員

そういったリース料の補助ということになりますとですね、先般も広報の方に掲載はしてあったと思うんですけども、1棟辺り10万円程度ですね、ということになります。

その10万円がですね、補助後の10万円なのか、リース料の10万円がですね、補助後の10万円なのか、それともその10万円が2分の1、3年はなるのかというのはどうでしょうか。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

町の方は、設備設置費の10%をリース料として設定をしております。ですから、10%が10万円であるというふうに捉えておきまして、受益者の方に負担を請求するのは、最初の3年間については5万円を請求する。それから4年目、5年目については、3分の2の6万6000円という、まあ単純に言えばそういうふうな形になると思います。

●西嶋議長

他に質疑ございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第10号の質疑を終わります。以上で質疑を終わります。

これより討論表決を行います。

はじめに、議案第8号に対する討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第8号、美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号に対する討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので討論を終わります。

お諮りします。

議案第10号、美郷町園芸作物振興施設管理基金条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案の上程、説明を議題といたします。

先ほど議決いたしました。議案第8号、議案第10号を除いた議案第4号から第26号までの21議案を一括上程いたします。

はじめに、議案第4号から議案第12号までの条例案について、順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

上程になりました議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号、美郷町行政不服審査会条例の制定について。美郷町行政不服審査会条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月3日提出。美郷町長景山良材。

この条例の制定理由は、行政不服審査法の改正により、不服審査を諮問する機関として設置が義務づけられる行政不服審査会を設置するため審査会の組織運営などについて整備するものでございます。

次のページをお願いいたします。第1条では、設置目的を、第2条では組織の構成を、第3条では、委員の識見、任期、守秘義務、政治との関わり、報酬などについての定めでございます。次のページ、第5条では、必要に応じ、専門委員をおく場合の定めを、第9条では、秘密漏えいに対する罰則規定を定めたものでございます。附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

続きまして、上程になりました議案第5号についてご説明申し上げます。

議案第5号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。

この条例の制定理由でございますが、行政不服審査法の改正により、関係する10の条例について、所要の改正を必要とするため、一括して本条例において改正するものでござ

います。

それぞれの条例ごとに第1条から第10条までとして改正を行うこととしておりますが、新旧対照表の方にて、各条ごとに主な部分を説明させていただきますので、新旧対照表の方をお開きください。

失礼しました。まず1ページから6ページまでが第1条の美郷町情報公開条例の改正でございます。左側の列が現行、右側の列が改正後でございます。下線の部分が、改正する部分でございます。

はじめに1ページでございます。上段、目次の部分で、第3章の不服申立て等が審査請求等に改正となります。これは行政不服審査法におきまして、用語の使い分けがなされたことによりますもので、第3章の条文の中におきましても同様に、不服申立ては審査請求に不服申立て人は審査請求に改正されております。この改正は、以下の条文にも出てまいりますので、以後、この部分につきましての説明は省略させていただきたいと思います。

2ページの方をお願いいたします。第18条中段でございます。審議員による審査手続の適用除外の定めを新設するもので、情報公開条例に基づく開示請求につきましては、適用除外とするものでございます。第19条では、審査請求があった場合に、審査会への諮問などについて、文言整理を含めて改正するものでございます。第2項には、弁明書の規定を追加し、以前の第2項を第3項に繰り下げるものでございます。

ページ飛んでいただきまして、4ページ目、下の方第23条では、意見陳述について定めを加えるもので、第2項以降は、口頭陳述について審査会が期日、場所を指定することなど、その方法について定めるものでございます。

5ページ中段の第25条では、提出資料の写しなどの送付についての定めを加えるものでございます。

7ページをお願いいたします。第2条の美郷町行政手続条例を改正するものでございます。第19条第2項、第4項の改正につきましては、行政手続法の表現に習い改正するものでございます。

次に、8ページ9ページでは、第3条の美郷町固定資産評価審査委員会条例の改正について改正するものでございます。第4条第2項におきまして、審査申出書の記載事項を追加し、第6項におきましては、代表者等の変更の場合の届け出義務を追加し、第6条では、書面審理において、電子申請を通じた弁明についても、弁明書の提出があったものとみなすことを加えるものでございます。9ページの第11条では、審査請求に対する決定書に示す事項を定めたものでございます。

10ページから12ページに、第4条の美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の改正についてでございます。別表、役職別報酬額表を定めておりますが、11ページの表の下の行に行政不服審査会委員の委員長及び委員の日額報酬を定めるものでございます。なおこの単価につきましては、情報公開審査会並び

に個人情報保護審査会の委員の報酬に準じておりますが、行政不服審査会で審査いただく事項につきましては、1つの法令に係る審査請求のみならず、行政全般にわたる複雑、高度な検討や判断が想定され、請求者などの意見陳述もあり、通常の会議以外に長時間になることも想定されます。そのため、4時間以上の勤務につきましては2倍とすることとしております。

13ページをお願いします第5条の美郷町職員の給与に関する条例の改正につきましては、第18条の3、第2項におきまして、行政不服審査法の引用条文を整理するものでございます。14ページ、第6条の美郷町税条例では、はじめに申し上げましたけども、申し立てを審査請求に整理するものでございます。

15ページからは、第7条といたしまして、美郷町使用料及び手数料条例を改正するものでございます。ここでは16ページからの別表1において行政不服審査法の規定による審査請求などの書面の写しの手数料金額を定めております。

ページ返っていただきまして、15ページの第6条及び第6条の2におきまして、減免規定を設けるものでございます。第1項で、行政不服審査法の規定による書類の写しにつきましては、経済的に困難で、納付資力がない場合、2000円を限度に、手数料を減額または免除することについて、また第2項以降で、その手続について規定するものでございます。

19ページをお願いいたします。第8条としまして、美郷町土地改良事業賦課金徴収条例について改正するものでございます。第4条の異議申し立てを審査請求とし、地方自治法の改正により、分担金加入金等の徴収に関する処分に係る審査請求の期間に関する特例の30日が廃止されたことにより、審査請求期間を3カ月以内とするものでございます。20ページ、第9条で、美郷町消防団員等公務災害補償条例について不服申し立て等の区分が審査請求に整理されることにより、改正するものでございます。

最後に21ページからの第10条につきましては、美郷町個人情報保護条例の改正についてでございます。第1条で説明を申し上げました情報公開条例と同様の改正を行うもので、第32条の2には、審理員による審理手続の適用除外の定めで、個人情報保護条例に基づく開示請求については、適用除外とするものでございます。第33条では、審査請求があった場合に、審査会への諮問等について、文言整備を含め改正するものでございます。第2項には弁明書の規定を追加し、以前の第2項を第3項に繰り下げるものでございます。36条の2では、意見陳述の定めを加えるもので、その方法について定めるものでございます。

それでは、議案と条例案の方をお開きいただきたいと思います。最終から2ページ目の附則についてでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2におきまして、美郷町固定資産評価審査委員会条例につきましては、平成28年度分

以後の年度の固定資産税に係る審査の申し出について適用し、平成27年度分までの固定資産税に係る申し出については、平成28年4月1日以後の審査申し出を除き、従前の例によることとしております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

続きまして、議案第6号についてご説明を申し上げます。

議案第6号美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月3日提出。美郷町長 景山良材。

この条例は、職員の任期を定めた採用と、それにより採用された職員の給与の特例について定めるものでございます。

次のページ、条例案の方お願いいたします。第1条でこの条例の根拠法令と趣旨について述べております。

第2条では、任期付職員を採用する際の目的と、任期について定めるもので、第1号では、高度な専門的な知識経験を有する職員を採用する場合について、第2項では、第1項程高度ではないものの、専門的な知識経験を有する職員を採用することが、能率的な運営になる場合について掲げており、いずれの場合も一定の期間が必要とする場合に限ることとしております。第2項の専門的な知識経験を有する職員を採用する場合の該当項目としまして、第1号に専門的な知識経験を必要とする業務について育成に時間を要するため、部内で確保することが困難な場合を。第2号では専門的知識が急速に進歩する技術を必要とする場合を、第3号では専門的知識を持った職員を他の業務に従事させる必要が生じた場合を、次のページ第4号では公務外における実務経験により得られた知識経験を必要とする場合の採用について、それぞれ定めております。

第3条では、第2条に定めた高度の専門的な知識経験や専門的な知識経験を有する職員ではないが、一定期間内に終了が見込まれたり、一時的に業務量の増加が見込まれる業務について、能率的に運営可能と見込まれる場合の採用について定めております。

第4条では短時間勤務職員の採用について定めるものでございます。

第5条では任期の特例についての定めで、法律では高度の専門的な知識経験或いは専門的な知識経験を有する職員以外の任期付職員の任期は3年、それを超える任期を条例で定める場合には5年を越えないと定められておりますが、5年とする場合には任期を定めて採用した趣旨に反しない時と規定しております。次のページ、第6条第1項では高度な専門的な知識経験、或いは専門的な知識経験を有する任期付職員の任期につきましては、採用から5年を超えない範囲で更新することができると、第2項ではそれ以外の任期付職員については、採用から3年を超えない範囲以内で更新することができると定め、いずれも職員の同意に基づくものとしております。

第7条では、高度の専門的な知識経験を有する任期付職員の給料についての定めでご

ざいます。

次のページ、第8条では、高度の専門的な知識経験を有する任期付職員の適用除外を定めており、給与条例に定める各手当については適用しないこととしております。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するとしております。

以上で議案6号の説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第7号についてご説明をいたします。

議案第7号美郷町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月3日提出。美郷町長 景山良材。

この条例の改正理由でございますが、平成28年1月22日付交付されました地方公務員災害補償法施行令の一部改正に基づき関係条項を整備するために制定するものでございます。

新旧対照表の方をお願いいたします。

第5条におきまして、他の法令による給付との調整を定めておりますが、2ページ目の第1項の表中、地方公務員災害補償法による傷病補償年金と、障害厚生年金等が支給される場合の調整率について改正するものでございます。同じく第2項の表中、休業補償につきましても、障害厚生年金等との併給調整の率を改正するものでございます。

条例の方に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。

2では、この条例施行日以前に支給すべき事由が生じたものについては、従前の例によることとしております。

以上で議案第7号の説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

次に、上程になりました議案第9号についてご説明をいたします。

議案第9号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月3日提出。美郷町長 景山良材。

この条例の制定理由でございますが、地方公務員法と地方独立行政法人法の一部の改正に伴い、関係する6つの町条例について、一括して整備するものでございます。

次のページをお願いいたします。第1条から第4条までを通じまして、地方公務員法の一部改正に伴う条項の繰り上げについて4つの条例について整備するものでございます。よって条例ごとの説明は省略させていただきます。

第2条では、第1条で整備するもののほか、法律改正により規則で定めておりました級別基準職務表を、条例に別表として定めるものでございます。

次のページ、第5条では、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の第2条に公表する項目が定められておりますが、第7号に職員の退職管理の状況、これは、営利企業等に再職した元職員に対し、現職員への働きかけの禁止について法令化されたため整備するものでございます。また第2号に職員の人事評価の状況を加え、それぞれ以下の号をそれぞれ繰り下げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第9号の説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

それでは上程になりました議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号、美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月3日提出。美郷町長景山良材。

次のページであります、条例の改正案ですが、美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例で、別表にありますように、この度、若者定住の寺谷ニュータウンを建設いたしましたので、それに併せて別表にあります3棟につきまして、表の追加をするものであります。

まず名称であります。名称は寺谷ニュータウン1号から3号。そして、設置場所につきましては、美郷町小松地566の5から7まで。設置年度は平成27年度です。

構造は、木造平屋建て、一戸建てです。3戸となります。

家賃につきましては、それぞれ3万円ということになっております。別添で、対照表つけておりますので、併せてご確認いただければと思います。

なおこの附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行することになっております。

以上が議案第11号でございます。よろしくご審議のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、次に議案第12号についてご説明をいたします。

議案第12号、美郷町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月3日提出。美郷町長 景山良材。

次のページでございますけれども、美郷町の小集落改良住宅の一部を改正する条例の中で、別表の第1、都賀地区の項を削る。第2表の都賀地区の項を削るということになっております。別添にあります対照表にありますように、見ていただきますように、現行3

番目の項目に都賀地区が入っております。そして第2表にも3番目に都賀地区が入っております。それが改正後は外して、粕淵地区、乙原地区それぞれ第1表、第2表ということになっております。

この詳しい内容についてちょっと説明をいたします。経過も合わせて、ご説明したいと思いますけれども、当都賀地区団地は、昭和47年豪雨災害以降の仮設住宅に入居されました被災者のために、昭和51年度に、小集落改良住宅5棟10戸を建設したものです。以来、入居者は小集落改良住宅に居を構えて生活をされておりましたが、転出や死亡等により退去者が多くなり、現在、入居者がいない状態となっております。

この住宅は建設してから39年が経過し老朽化が進んでいるため、新たな入居の申し込みがない状況となっております。もとより災害で被災された住民を対象として建設されておりましたために、建て替えを計画しても、新たな入居の申し込みが見込めないと予測されることから、用途廃止を決定するものであります。解体撤去を行うこととしております。

なおこの解体撤去費につきましては、平成28年度の社会資本整備総合交付金の空き家再生等推進事業除去タイプということで、補助率が5分の2ということになっておりますが、その国庫補助を利用するというふうに考えております。

またこの跡地利用につきましては、平成29年度以降において、若者定住住宅の建設を計画するということになっておりますが、これにつきましては、他の地域との若者定住事業の事業計画に合わせまして、計画の中で順次進めていくことになろうかと思いますが、現在のところはそういった形で、撤去については進めたいということで提案をしております。よろしくお願いたします。

●西嶋議長

続いて、議案第13号から議案第20号までの予算案について、順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

上程いただきました議案第13号についてご説明申し上げます。

議案第13号。平成28年度美郷町一般会計予算。平成28年度美郷町の一般会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億2500万円と定める。地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額

を流用することができる場合は、次のとおりと定める。平成28年3月3日提出。美郷町長景山良材。

8ページをお願いいたします。第2表地方債でございます。それぞれ起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、合計で7億9620万円を限度とするのでございます。歳入の内容につきましては、歳入の起債、地方債の欄で抽出しながらご説明いたします。

9ページをお願いいたします。歳入予算事項別明細書でございます。款1 町税、まず個人町民税でございますが、1.5%の増を見込んでおります。本年度予算は11億1269万1000円、それから固定資産税でございますが、償却資産の減を見込んでおりまして、2億7310万8000円、減額は329万円が減になっております。前年度に比べて減になっております。同じく軽自動車税でございますが、平成26年12月の定例会におきまして、この軽自動車税の税率改正を出しておりましたが、上位法の改正によりまして、施行日が延期されました。それを専決処分によりまして、昨年4月の臨時会におきまして、専決処分の承認をいただいております。この4月1日から、その新しい税率が適用されますので、新税率で課税をいたしまして計算をさせていただいております。本年度の課税賦課額、税額が1481万6000円。対前年比で、149万9000円の増額というふうになっております。

続きまして、款6 地方消費税交付金、款7、款9、自動車取得税交付金、地方交付税でございますが、県の試算による交付税交付見込額を計上させていただいております。

まず、款6 地方消費税交付金 8500万円、対前年2000万円の増額になっております。

款7 自動車取得税交付金 750万円、対前年150万円の増額になっております。

款9 地方交付税、普通交付税でございますが、30億5000万円、前年より1億7000万円の減額になっております。特別交付税、本年度3億8000万円、2000万円の減額となっております。

款12 使用料及び負担金でございます。みさと館の使用料、これは今年から計上することになっております。80万円を本年度は予算化しております。同じく使用料及び負担金でございますが、住宅の使用料でございます。現在259戸の住宅を管理しております。合計で5072万2000円、対前年で181万2000円の増額になっております。

これは野井若者定住住宅の野井1戸、寺谷で3戸分が、増えておりますので、概ねその金額になっております。

続きまして、款13 国庫支出金でございます。更生医療、医療費扶助等の負担金でございます。本年度予算3294万円、対前年297万円の増になっております。保険基盤安定制度負担金、保険者負担分でございますが、本年度473万5000円、対前年288万9000円の増額になっております。申し訳ございません。抽出して説明さしていた

だいておりますので、よろしくお願いいたします。

障害者自立支援給付費負担金 9500万円、対前年150万3000円の増額になっております。保育所運営費負担金 5268万7000円、対前年717万2000円でございますが、これは法改正といいますか、制度改正ございました関係で、今まで11時間の延長保育をいたしますと、延長保育分が他の補助金で入っておりましたが、制度改正後は、この保育所運営負担金の中に算入されることになりましたので、こういった金額になっております。

続きまして、児童入所施設措置事業負担金 227万円、131万5000円の減額となっております。2世帯がこの制度を使っておられました、1世帯退去されましたのでその分の減額となっております。

続きまして、臨時福祉給付金でございます。今年で3年になりますけれども、臨時福祉給付金、28年度も引き続き実施されるということでございます。1人6000円の支給額の対象人員を1540人と見積もっております。金額でいきますと9240万円ございます。これに対して事務費が447万8000円交付されます。

続きまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金でございます。これは低所得の高齢者の臨時福祉給付金でございます、1000人を見込んでおります。またこれに併せまして、年金受給者、低所得の遺族年金等の受給者に対しても、支給されます。これが大体100人を見込んでおります。一人当たり3万円でございます、330万円を計上させていただいております。それに伴いまして、事務費ということで、231万4000円が交付されます。

続きまして、地方改善施設補助金でございます。平成28年3800万円。内容的には、町道志君線の改良工事、それから町道西中線の改良工事でございます。延長の方が、志君線の方で2分の1強、前年に対して、延長が2分の1強、西中線については、4分の1程度ということで、3700万の減額となっております。

続きまして、子ども子育て支援交付金でございます。内容的には延長保育先ほど言いました11時間を越えた部分の延長保育、或いは一時保育、病児保育、それから地域子育て支援事業でございますが、子育て支援センターの経費でございますね、これらの経費が、463万8000円交付されます。これはもともと民生費の県補助金で計上しておりましたが、改正によりまして、この国庫支出金の方へ移動いたしております。

続きまして、子ども子育て支援交付金、これはいつでも道場とかやすらぎの里でやっております放課後児童の関係の経費でございます。350万円でございます。これも、もともとは県補助金で、昨年度750万円交付されておりましたが、今年からは、国庫と県費に分かれます。今回計上いたしておりますのは、国庫の方で350万円、また後で出てまいります、県費の方で350万円。合わせて700万円でございますので、若干下がったかなというふうに感じております。

地域住宅交付金でございます。都賀本郷解体工事、先程建設課長の方、お話ししましたが、都賀本郷の解体工事のところ、640万つくようになっておりますが、全体では1690万の予算になっております。

続いて、耐震改修促進計画策定補助金でございます。以前この計画立っておりますが、色々改正がございましたので、新たに促進計画を立てる必要がございます。これにつきまして260万円予算を計上しております。交付される金額でございます。

次に、社会資本整備総合交付金でございます。二タ合谷線など8路線に、橋梁でございます。2億790万円、路線名でいいますと、二タ合谷線、都賀行宮内線、田水線、それから新規のところ、浜原久保線、粕渕三瓶線、乙原築瀬線、別府線、町中線でございます。それに加えて、橋梁の長寿命化の修繕ということで浜原と栗原の大橋がございます。

道路整備臨時交付金でございます。町道久保線が該当いたします。平成28年度予算500万円でございます。

続きまして、地方創生推進交付金でございます。美郷カレッジの運営委託関係の交付金になります。3700万円でございます。

続きまして、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、リースハウスでございますが、平成28年度は、7335万7000円交付見込みでございます。昨年に比べまして5384万4000円増額になっておりまして、対象地区といたしましては、村之郷1地区の敷地造成、村之郷1区のハウス建設工事、栢谷地区の敷地造成となっております。

続きまして、款14 県支出金でございます。大きく変わりますが、地籍調査事業の県負担金でございます。対象面積の減ということで、志君地区で2.95キロ平方メートル面積が減っておりまして、予算で315万、減額は対前年比で1054万5000円になっております。

それから、住み続ける中山間地域サポート事業費補助金でございます。これは新規事業で、小さな拠点、粕渕で整備する予定になっておりますが、この補助金が1000万円でございます。

先ほど国庫の方でもお話ししました子ども子育て支援の県交付金の方でございます。いつでも道場とか放課後児童クラブでございますが、350万円計上させていただいております。その関係で、今まで県の補助金が入っておりました先ほどの子ども教室、或いは、いつでも道場の金額が750万円別のところで落ちて減額になっております。

続きまして、ため池安全確保事業補助金、槇の前のため池でございます。917万9000円でございます。

それから新規でございます。これは、参議院選挙の委託金でございます。787万8000円でございます。それから国勢調査でございますが、535万5000円を、平成27年度は予算化しておりましたが、それが終わりましたので、マイナスの535万5000

0円となります。

次に款15 財産収入でございます。基金残高によりまして、運用利子によります運用利息でございますが、本年度293万円、前年に比べまして106万5000円の減額となっております。

続きまして、款17 繰入金でございます。財源不足によりまして、基金取り崩しということで財政調整基金1億7500万、減債基金1400万、地域福祉振興基金、これはゴールドエンユートピアのろ過装置等の機器の更新をいたしますので、それに充てる予定になっております。電算機器管理基金でございますが、家屋管理だとか障害福祉システム等々終了したものがございまして、今年度は850万円、前年度対比でマイナスの1250万円でございます。それから、地域振興基金、木質バイオマスガスの発電事業で28年度に2200万円を計上させていただいております。

款19 諸収入でございます。コミュニティ助成事業助成金を計上させていただきます。2団体へ500万円を計上させていただいております。宝くじ事業でございます。それから地域支援事業交付金でございます。介護予防関係の郡介護保険課からの委託金でございます。2803万2000円を計上しております。それから介護予防事業に対しまして、個人負担が発生いたします。配食サービス、療育音楽等の個人負担でございます。550万円を計上させていただいております。これは、金額的には2万円と少ない金額でございますが、道の駅に電気自動車の充電設備を設置いたします。この利用料ということで、2万円を計上させていただいております。

続いて、款20 町債でございます。過疎債対応になりますけれども、新規で先ほど申しました小さな拠点づくり、粕渕関係で設計施工工事費でございます。3850万計上させていただいております。それからまた、新規でございます。地域力アップ交付金ということで、530万円計上させていただいております。それから、農山漁村地域活性プロジェクト交付金事業、リースハウスでございますが5830万円過疎債でございますが、計上させていただいております。集落営農組織への農機具の貸与、それから倉庫建設費用ということですが、4450万円計上させていただいております。対象地区は惣森地域と都賀本郷、上野地域の2地域でございます。大和加工センター施設改修。1900万円計上させていただいております。山くじらブランド振興事業、薬草薬樹の里づくり事業合わせまして、750万円計上させていただいております。それから二タ合谷線、それから橋梁長寿命化事業で、過疎債でございますが、3900万円計上させていただいております。辺地債でございますが、都賀行宮内線、連水線の予算で4500万円でございます。公共事業債、浜原久保線、久保線、浜原三瓶線、田水線、乙原築瀬線、別府線、町中線の7路線で3590万円の起債を充てております。それから、非常備消防の消防小型ポンプ積載車でございますが、2台を更新予定になっておりまして、800万円を過疎債で計上させていただいております。それから緊急防災・減災事業債でございます。島根県防災システ

ムの更新負担金でございますが、2年計画の2年目に当たりまして、400万円を計上させていただきます。それから教育債でございます。スクールバス15人乗りを1台、更新をさせていただきます。690万円計上させていただきます。公共土木災害復旧債でございますが、不測の事態が発生した時のために930万円計上させていただきます。また農林水産施設災害復旧債、これも災害があった時のためのもので、270万円計上させていただきます。それから臨時財政対策債、これは県が試算していただいております。1億5800万円計上させていただきます。それから、プレミアム商品券発行事業でございますが、昨年平成27年は26年度の内、地域活性化交付金の補正繰り越しで対応しておりましたが、28年は町単になりますので1290万円を計上させていただきます。過疎ソフトでございます。以上が歳入の方の説明でございます。

●西嶋議長

説明の途中ですが、休憩いたします。

再開は、午後1時いたします。

( 休憩 午前 11時54分 )

( 再開 午後 1時00分 )

●西嶋議長

それでは、会議を再開いたします。

はじめに執行部より、発言を求められていますので、発言を許します。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

上程いただきました議案第9号につきまして、議案書に誤りがありましたので、お詫びを申し上げますと共に、次のとおり訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議案第9号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月3日提出。美郷町長景山良材。

なお、説明いたしました理由、概要、内容につきましては変更ありません。以上、訂正を申し上げお詫びとさせていただきます。

●西嶋議長

続きまして、予算案13号の説明の途中でございましたので、引き続きお願いいたします。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

それは、11ページをお願いいたします。歳出予算事項別明細書、歳出の部でございます。

款1 議会費でございます。本年度6661万3000円、前年度6789万5000円でございます。差し引き128万2000円。この中では、これは議会の方の費用が入っておりますが、この減額でございますが、議員共済費の方が、年金受給者の減によりまして負担金率の改定がございました。どうも0.528から0.41ということで、573万8000円の減額になっております。それ以外には、今年10月に補欠選挙がございます。その1名分の6カ月分の議員報酬が増になっておりますので、こういった形になっております。

続いて、款2 総務費でございます。この中には、総務課、企画財政課、定住推進課、それから住民課の4課が利用しております款でございます。今年度12億8516万9000円、前年度10億4303万3000円、比較でございますが、2億4213万6000円でございます。

事業の主なものでございますが、家屋調査と改修が777万9000円、みさと光ネット、これは2月に機器の更新がありまして、サーバ等が借り上げになつとりますので、その分の費用が増えております。それからゴールデンユートピアのプールのろ過装置、給湯等の更新がございます。それから、木質バイオマスガス発電によるための調査経費が主なものとして入っております。また、町長、町議会選挙の費用、それから参議院選挙の費用が入っております。

続きまして、款3 民生費でございます。13億9781万8000円、比較が5177万4000円でございます。民生費につきましては、住民課、健康福祉課の福祉事務所の関係というものが主なものでございます。この中で主なものがございますが、国保とか後期高齢、介護保険に関係します保険関係の特別会計繰出金がございます。それから、今回先ほど歳入の方でも申しましたように、臨時福祉給付金が引き続きあります。これが4904万2000円でございます。

続きまして、款4 衛生費でございます。これにつきましては、環境衛生関係と保健衛生関係の事業が入っております4億768万3000円、比較いたしますと1792万7000円の増額になっております。これにつきましては、各種健診事業、それから診療所関係、君谷診療所、沢谷診療所、国保の大和診療所への繰出金、それから上下水道会計の

繰出金がございまして、その関係で増額になっております。

款5 労働費でございます。これは雇用創出企画提案事業、それから促進事業の関係でございます。本年度1570万円、比較でございますが、230万円の減になっております。

続きまして款6 農林水産費でございます。本年度、6億5719万3000円、比較でございます9700万3000円の増額になっております。主なものとしては、農山漁村地域活性プロジェクト交付金事業、リースハウスでございますが、この費用がこの増額の主なものでございます。それから大和加工センターの施設改修でございます。

それから商工費でございます。本年度3858万8000円、前年比較が、1783万9000の増額でございます。これはプレミアム商品券の発行が、主な理由でございます。

款8 土木費でございます。本年度6億3602万4000円、対前年比較は、1億6293万1000円の減額でございます。これにつきましては、社会資本整備総合交付金で行っております道路新設改良工事が、事業が進むにつれまして事業費が下がっておりますので、その辺の減、それから橋梁長寿命化事業も同様に下がってきております。それから、もう1つ、生活道で道路施設改良費でございます。これが2433万8000の減額になっておりますので、これが影響しております。

款9 消防費でございます。これは消防防災関係、常備消防それから、非常備消防それから防災関係でございます。本年度2億4655万1000円、比較でございますが、1228万1000円の増額でございます。主なものとしたしましては、消防の小型ポンプ積載車2台更新、それから防火水槽の設置が1基増えておりますので、それが影響しております。

それから、款10 教育費でございます。本年度、4億2763万4000円、比較でございますが、540万6000円の減額になっております。これは主にタブレット関係でございますね、小中学校のタブレット端末の整備事業の方が落ちておりますので、その関係で減額になっております。

災害復旧費でございます。これは、農地農業用施設、林道公共土木災害のようでございますが、これにつきましてもそういった不測の事態が起こるための経費でございます、これは差し引きがゼロでございます。予算額は4150万円でございます。

款12 公債費でございます。これは償還元金の利息、元金と利息でございます。これは、繰上償還等で影響しております、減額になっております。

予備費でございます。今年度は、746万6000円を計上させていただいております。

参考資料といたしまして、地方債の現状、債務負担行為、給与明細等を添付しておりますので、またご覧いただきたいと思っております。

以上で議案第12号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

上程いただきました議案第14号につきまして説明いたします。

議案第14号、平成28年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。平成28年度美郷町の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ235万9000円と定める。平成28年3月3日提出。美郷町長景山良材。

4ページをお願いいたします。歳入予算事項別明細書の方で説明をさせていただきます。

初めに、款2 県支出金30万円、昨年度より3万円の減でございます。こちらは県からの補助金を計上しております。

款3 繰入金13万8000円、2万8000円の増でございます。こちらは事務費を計上させていただいております。

款4 諸収入192万1000円、昨年と同額でございます。償還金の現年度分及び滞納繰越分を計上してございます。

5ページをお願いします。歳出予算事項別明細書でございます。初めに款1 土木費43万8000円、前年より2000円の減でございます。こちらは主に事務費となります。

款2、公債費192万1000円、昨年度と同額を計上してございます。こちらは償還金の元金及び利息分となっております。

歳入歳出ともに28年度予算額235万9000円で前年対比2000円の減でございます。前年とほぼ同様の予算を計上させていただきました。

以上議案第14号の説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

上程いただきました議案第15号についてご説明をいたします。

議案第15号、平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計予算。平成28年度美郷町の簡易水道特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億8626万円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額は第1表 歳入歳出予算による。(地方債)第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。平成28年3月3日提出、美郷町長景山良材。

まず、5ページの歳入予算事項別明細書の方で、説明をさせていただきたいと思っております。

今年度の簡易水道事業の主なものは、昨年も継続でやっております酒谷、石原統合簡易

水道の事業。これが本年は昨年よりも事業費を上乗せをして、県の方に要求をしております。その予算を載せております。したがって、この国庫支出金増額が3324万円。そして繰入金699万5000円。町債5660万それぞれ増額分については、この工事費の関係ということでお願いをしたいと思います。

続きまして、6ページの歳出予算の事項別明細なのですが、これを見ていただきますように、上水道費比較が9701万円。これが建設費関係で騰がっている部分です。公債費は、本年元利償還が下がってきておりまして、73万7000円の減ということでございます。主なものは建設費ということで、計画をしておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは引き続き、議案第16号の方に移りたいと思います。

議案第16号、平成28年度美郷町下水道事業特別会計予算。平成28年度美郷町の下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億6077万3000円とする。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。(地方債)第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率償還の方は、第2表地方債による。平成28年3月3日提出、美郷町長景山良材。

これも5ページの歳入歳出事項別明細書の方をお願いいたします。

下水道ですけれども、この度、本年から公共下水道の長寿命化計画がスタートいたしまして、今までは建設費関係がなかったんですけれども、本年から長寿命化に伴います修繕、これが補助事業で行っていくということで、これも建設費の方が増えた形で、予算の方を計上させていただいております。その関係で、国庫支出金が比較で1100万7000円の増額。繰入金は下がっておりますけれども、町債の方が1140万増額ということになっております。

次の6ページの方見ていただきたいんですけれども、6ページも先ほど申し上げましたように、建設費関係が増えておりますので、比較が2356万円増、公債費が下がってきております。元利償還、これが下がってきておりまして、1328万1千円の減額ということになっております。

先程、簡易水道の方で言い忘れておりましたが、第2表の起債の方を説明します。下水道の4ページの方に戻っていただきたいんですが、地方債の第2表でございます。起債の目的、下水道事業債。限度額が1890万。起債の方法、普通貸借または証券発行、利率は5.5%以内としております。償還方法につきましては記載のとおりでございます。

以上が下水道の特別会計の説明でございます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

続きまして、上程頂きました議案第17号につきまして説明をいたします。

議案第17号。平成28年度君谷診療所特別会計予算。平成28年度美郷町の君谷診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ526万2000円と定める。平成28年3月3日提出、美郷町長景山良材。

4ページをお願いいたします。歳入予算の事項別明細書でご説明をいたします。

初めに款1 診療収入でございます。231万5000円、前年より、39万3000円の減となっております。こちらは受診者数につきましては、微減という状況でありますけれども、診療報酬の方が下がってきておりまして、そちらの方で減額を見込んでおります。

款2、使用料及び手数料1万円、昨年度と同額でございます。こちらは証明書の手数料等になります。

款3 繰入金108万9000円、16万円の増。診療収入の減少見込みにより、増額で計上をさしていただいております。

款4 県支出金184万8000円、30万円の増でございます。こちらは補助率が3分の2の運営費補助ということになってございます。

5ページをお願いします。歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

初めに款1 総務費393万円、11万3000円の増でございます。こちらは、診療日数が27年度に比べまして、増加する見込みですので、そちらによる委託料の増を見込んでおります。

款2 医薬費131万2000円、4万6000円の減でございます。医薬品の購入費の減を見込んでいます。

款3 予備費2万円、前年と同額でございます。歳入歳出ともに28年度予算額526万2000円で、前年より6万7000円の増額予算を計上させていただきました。

以上、議案第17号の説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

続いて、上程いただきました議案第18号につきまして説明いたします。

議案第18号、平成28年度美郷町国民健康保険特別会計予算。平成28年度美郷町の国民健康保険特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億1023万8000円と定める。歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。平成28年3月3日提出、美郷町長景山良材。

6ページをお願いいたします。歳入予算の事項別明細書でございます。

初めに、款1 国民健康保険税9483万5000円、60万2000円の増でございます。こちらは前年度の収納率、それから加入人数を加味して算定をさせていただいております。

続きまして、款4 使用料及び手数料3万円、前年と同額でございます。督促等の手数料となっております。

款5 国庫支出金1億2894万3000円、975万7000円の増額でございます。こちらは高額医療費共同事業負担金、療養給付費等負担金、財政調整交付金が主な増額の要因となっております。

款6 療養給付費交付金2681万7000円、677万8000円の増でございます。主に退職被保険者分の交付金を見込んでございます。

款7 前期高齢者交付金2億5578万5000円、583万8000円の増でございます。前年度概算額により、算定をさせていただいております。また詳細につきましては、特別委員会の方でご説明をいたします。

続きまして款8 県支出金3685万円、1317万5000円の増でございます。こちらは普通調整交付金、それから特別調整交付金という内容となっております。

款10 共同事業交付金、1億6237万1000円、381万1000円の増でございます。保険財政共同安定化事業、交付金が増額の主な要因となっております。

款11 財産収入10万円。前年度と同額でございます。

款13 繰入金1億420万3000円、148万6000円の増でございます。こちらは、県並びに国保連合会の推計をもとに算定をさせていただいております。基金がございませんので、基準超過費用が大きく増となっております。

款14 繰越金1000円、こちらは頭出しでございます。

款15 諸収入30万3000円、1万1000の減。こちらは第三者行為があった場合の納付金を計上させていただいております。

7ページをお願いします。歳出予算の事項別明細でございます。

初めに款1 総務費2021万5000円、278万9000円の減、こちらは主に人件費分が減となっております。

款2 保険給付費5億1036万8000円、2964万9000円の増。算定ですが、厚生労働省、それから国保連合会の推計を参考に算定をさせていただいております。最近の医療費の増加による影響がかなり大きく出ておるところでございます。

款3 後期高齢者支援金等でございます。6957万3000円、677万5000円の増でございます。こちらは支払い基金の方のシミュレーションによって推計をされたものを用いております。

款4 前期高齢者納付金7万円、3000円の減でございます。こちらも同様に支払基金のシミュレーションで推計をしております。

款5 老人保健拠出金6000円、事務費の拠出金でございますが、前年度と同額でございます。

款6 介護納付金2937万4000円、243万円の増でございます。こちらも支払基金のシミュレーションにより推計されたものを計上させていただいております。

款7 共同事業拠出金1億6241万3000円、384万9000円の増でございます。こちらは、県全体の見込み額から、算定をしております、そこから各市町村の負担割合を計算したものを計上させていただいております。

款8 保健事業費、860万4000円、181万7000の増となっておりますが、これは前年の当初予算の計上額が少なかったことによるものでございまして、だいたいほぼ例年並の予算額となっております。主な内容としましては、特定健診関係の経費というようになっております。

款9 基金積立金10万円。基金は、現在ないではありますけれども、年度末の様子を見て基金の方に積み立てが出来る可能性も加味して、一応予算を計上をさせていただいております。

款11 諸支出金1万2000円、18万円の減。こちらは、保険税交付金等の返還金を見込んでの頭出し予算ということでございます。

款13 予備費950万3000円、11万2000円の減。この予備費につきましては、一般分の医療費の大体2%ということで見込んでおります。

歳入歳出ともに、28年度予算額8億1023万8000円ということで、前年より4143万6000円の増額予算を計上させていただいております。

以上議案第18号の説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第19号につきまして説明いたします。

議案第19号、平成28年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算。平成28年度美郷町の国民健康保険診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額が歳入歳出それぞれ8778万2000円と定める。歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。平成28年3月3日提出、美郷町長景山良材。

こちらの方の会計は、沢谷診療所、大和診療所、大和診療所の比之宮出張所、この3つの方の診療所の経費を計上してございます。

初めに4ページをお願いいたします。歳入予算事項別明細書でございます。

初めに款1 診療収入4849万4000円、8万6000円の増でございます。現在受診件数は、増加をしている傾向にございますが、診療報酬は逆に制度によって増減がありまして、結果ほぼ前年並みの予算計上とさせていただいております。この制度というのは、国保でありますとか、社会保険でありますとか、後期高齢者といった制度になります

けども、それぞれちょっとばらつきがあって、増減をしております。受診者数については、全体的に下がっているという状況でございます。

款2 繰入金3366万8000円、550万9000円の増でございます。この増の主なものとしましては、大和診療所で医療機器の更新を予定をしております。その補助残を繰入金として見込んでいるものでございます。

款3、使用料及び手数料35万円、前年と同額でございます。こちらは診断書、意見書等の手数料が主なものでございます。

款6 国庫支出金517万円、485万5000円の増。先ほども歳入のところで、繰入金のところで説明いたしましたが、超音波診断装置というものを更新を予定をしております。これは国の補助ですけども、2分の1補助ということで申請をする予定でございます。

7ページをお願いします。歳出予算の事項別明細書でございます。

まず5ページをお願いいたします。款1 総務費8191万9000円、1057万3000円の増でございます。増額要因の主なものとしましては、大和診療所での超音波診断装置の購入、更新でございます。

款2 医業費、534万3000円、12万3000円の減。こちらは医療用の消耗品でありますとか、医薬品の購入経費でございます。ほぼ前年並みの予算とさせていただいております。

款4、予備費52万円、こちらも前年と同額を見込んでおります。

歳入歳出ともに、28年度予算額は8778万2000円で、1045万円の増額予算を計上させていただきました。

以上、議案第19号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

続きまして上程いただきました議案第20号につきまして説明いたします。

議案第20号、平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算。平成28年度美郷町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8963万1000円と定める。歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。平成28年3月3日提出、美郷町長景山良材。

4ページをお願いいたします。歳入予算事項別明細書でございます。

款1 後期高齢者医療保険料4371万3000円、209万9000円の増でございます。これは保険料率の改定が予定をされておまして、そちらによるものが増額の主な理由となっております。

款2 使用料及び手数料5000円、5000円の減でございます。こちら督促手数料になります。

款3 繰入金1億4543万3000円、264万7000円の増でございます。増額の主な理由としましては、保険料の軽減などの対策としまして、保険基盤安定制度繰入金でございますけども、こちらの増額でございます。

款5 諸収入48万円、2000円の増でございます。還付金及び諸健診の受託料を見込んでございます。

5ページをお願いします。歳出予算事項別明細書でございます。

款1 総務費753万1000円、52万9000円の増でございます。人件費、事務費が主な内容となっております。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金1億8112万2000円、421万2000円の増でございます。こちらは、保険料の負担分で増額を見込んでおります。

続いて款3 諸支出金、10万1000円、前年度と同額を見込んでおります。保険料還付金を見込んでの計上でございます。

款4 健康診査等事業費37万7000円、2000円の増でございます。検診の委託料が主な内容となっております。

款5 予備費につきましては50万円で、昨年度と同様を計上しております。

歳入歳出ともに28年度予算額、1億8963万1000円で、474万3000円の増額予算を計上させていただきました。

以上、議案第20号の説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

#### ●西嶋議長

続いて、一般事件案、議案第21号から議案第26号までについて順次提案理由の説明を求めます。

#### ●西嶋議長

番外、企画財政課長。

#### ●窪田企画財政課長

上程いただきました議案第21号について説明申し上げます。

議案第21号、美郷町過疎地域自立促進計画の策定について。美郷町過疎地域自立促進計画、平成28年度から平成32年度を別紙のとおり策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成28年3月3日提出、美郷町長景山良材。

計画の方をご覧くださいませ。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございます。なおこの過疎計画、議決をいただいて策定が終わりますと過疎債が活用出来るというものでございます。目次でございますが、構成でございます。まず第1として基本的な事項、小項目として美郷町の概況、人口及び産業の推移と動向、美郷町の行財政の状況、地域自立促進の基本方針、計画期間となっております。それ以降大きな2の産業の振興から9項目を記載しております。

各項目とも現状と問題点その対策、計画というふうに分けて記載しております。

3ページをお願いいたします。3ページは、基本的な事項ということで、美郷町の概況、自然的条件の概要、それから歴史的条件の概要、社会的条件の概要というふうに、先ほど申しましたように分けてございます。自然的条件の概要につきましては、町政要覧等に記載しているものとほとんど同じ内容になっております。歴史的条件につきましては、縄文時代から戦国時代の銀山街道、それから明治時代の銅山、発電事業、昭和30年代に入りますと人口の流出と過疎化というふうな記載になってございます。

4ページでございます。社会的条件の概要につきましては、7項目に分けて記載しております。人口の減少・少子高齢化の深刻化、それから基幹道路の整備不足と公共交通網の不足、災害に度々あつとりますので、そういう町づくりの必要性、地域産業の停滞と雇用の不足、医療について、福祉について、それから自治会組織、これは人口流出によって、自治会組織が機能の低下というところでございます。それから予算のところでもお話しいたしましたが、地方交付税に依存する厳しい財政運営の中で、こうして地方交付税が下がってくるということになりますと、また財政的に苦しくなってくるということになると思います。

5ページでございます。④経済的諸条件の概要、美郷町の産業構造でございます。これは22年の国勢調査の数字を挙げさせていただいております。まだ27年度のが、確定いたしておりませんので、こういう形になるかと思っております。この中で記載してございますのは、このアの中の下から2番目、公共、非営利サービス業である第3次産業の増加傾向が顕著ですと。これはたぶん、福祉介護職場のことだろうと思っております。ただ、業種別では、建設業が14.2%と高い比率になっているということで、5年前と**同等**ではございますが、17年の統計でいきますと、この建設業の比率は24%でございました。これが、14.2でございまして、下がってきているというのは現状で、これは、福祉介護職場に、現在は流れているというふうに思ってもいいのではないかとというふうに思っております。

6ページでございます。ここでは、中段ところから少し上、しかしのところから、過疎対策事業によって、道路整備、生活環境が農村の環境、大きく様変わりしたというところでございます。農村のライフスタイルを変えてきたということを示している。農業におきましても、水稲中心の農業からハウス園芸、特産野菜、農産加工への変化、それから集落営農から発展しました農事法人、法人化でございまして、そういうふうに変わってきていると、農家の所得の向上に大きく貢献することになるだろうという記載でございます。

その次、現在の課題でございまして、大体4つの課題に分けて、次ページにかけて分けて記載しております。やはりライフスタイル或いは、生活環境大きく向上したとしても、相変わらず高齢化と人口減少は変わらず進んでいるというような記載になっております。

7ページをお願いいたします。(2)人口及び産業の推移と動向でございます。10行

目になりますでしょうか。美郷町の将来の人口はというところは、先日、地方創生の総合戦略、人口ビジョン作りしましたけども、その時の数字を使わせていただいております。それから、その前の人口及び産業の推移と動向の下、人口等々も国勢調査のものを使わせていただいております。新年齢構成についてもそのようになっております。

8ページをお願いします。ここからは、表が出てきております。人口の推移ということで、国勢調査でございます。次ページには、国勢調査22年分を追記させていただいておりますし、住民基本台帳の人口推計につきましても、9ページでございますが、26年、27年の状況を付け加えさせていただいております。10ページでございます。産業別人口の動向、これも国勢調査を利用させていただいております、一番下でございますが、平成22年のものを加えさせていただいております。12ページをお願いいたします。これは美郷町の財政状況ということで、22年、25年を加えさせていただいております。13ページでございます。13ページにつきましても、平成22年、25年をつけ加えさせていただいております。

14ページでございます。中段でございます。こうした中、というところが中盤でありますけれども、その2行下、されています。国は、平成26年11月に、というところからでございます。読み上げます。国は、平成26年11月に、人口減少と地域経済の縮小克服し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひち・しごと創生法を制定しました。地方創生は、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保していこうとするものです。

美郷町においても、平成27年10月に美郷まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、これまで町が行ってきた取り組みを確かなものにし、少子高齢化の真ただ中にある地域を、持続可能のもととしていかなければなりません。この部分を完全につけ加えております。

15ページでございます。③美郷町の目指す将来像からでございます。これは5項目を出しておりますけれども、ア～オまでの5項目でございますが、これは新町建設計画に書かれている将来像をそのまま使わせていただいております。

15ページの最後の行でございます。計画期間でございますが、本計画の計画期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年間とします。

16ページをお願いいたします。ちょうど中ほどになります。TPPへの参加によりというところで、経営の影響が心配されているというふうな記述を加えさせていただいております。このページ下から、5行目でございます。鍵括弧で閉じてございますが、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型の林業の構築が期待される。と、これも総合戦略であげております山の循環、森の循環というところでございます。

17ページでございます。両括弧の製造業のところでございます。この中段辺りに、バイオマス発電所の稼働により、これは江津、松江のバイオマス発電のことでございますが、

木質チップの需要が高まって、町内事業所のチップ出荷が拡大しているというふうな記載をしております。

18ページでございます。(2) その他の対策①でございますが、5行目でございます。6次産業化の後に、耕作放棄地活用ということを入れさせていただいております。それから8行下、リースハウス事業による園芸作物生産拡大。これも先ほど予算にもございましたリースハウスのことを入れさせていただいております。

19ページをお願いいたします。②でございます。4行目になりますでしょうか。外国人観光客、それからその下の一番右端でございますが、インバウンドを見据えた取り組みというふうに記載をさせていただいております。それから、5行下でございますが、これもバイオマス関係のもの。森林資源の有効活用ということで、記載をさせていただいております。それから4行下でございます。中ほどから、恒常的に森林従事者が不足していることから、森林活用を担う人材の育成も図ってまいります。これが課題になっておるところでございます。

20ページでございます。ここで1番上、にぎわいのある商店街づくり。この項の一番最後に、商品券の発行による町内消費喚起、3年連続でプレミアム商品券発行しておりますし、この中でも28年合わせて3年の計画が入っております。それから、その次に利用者しやすい商業サービスの促進ということで、無店舗地域の解消という言葉が新たに加えております。それから、その下に老朽化が進んだ機器等の更新を支援し、という言葉もつけ加えさせていただいております。

24ページをお願いいたします。交通通信体制のことでございます。②の交通、この交通のちょうど中ほど、JR三江線の利用ということがございます。これは現在ご存知のように検討会議が開催されております。この三江線問題につきまして、追記をさせていただいております。

26ページをお願いいたします。一番下になります。情報通信機器の活用促進というところでございますが、ここに、テレビ地上波デジタル化という言葉が入ってございましたが、もう既に終わっておりますので、その項を削除させていただいております。

33ページをお願いいたします。これも中段でございます。③環境衛生の充実のすぐ上になりますけれども、町内の給油所がどんどん減ってきていることから、給油所の維持ということで、追記をさせていただいております。

38ページをお願いいたします。これも一番下でございます。地域包括ケアシステムのことが書いてございます。高齢者が住みなれた場所で、自分らしく自立した生活を送ることが出来るように、医療と介護、住まい、日常生活支援、介護予防を一体となって支援をしていくというのが、地域包括ケアシステムのことでございます。かかりつけ医を持って、日常生活を送るというのが一番いいということでございます。

39ページをお願いします。介護予防の充実でございます。5行目でございますが、特

に介護保険制度の改正に伴いというところで、この計画の中でお話ししました介護認定の要支援1、2が、介護予防制度から外れてしまいまして、たしか490万、ヘルパーの派遣、それからショートステイが町単になったというふうに聞いておりますが、そういったサービスをまた充実していく必要があると。要介護にならないためのサービスを提供するというところでございます。

40ページをお願いいたします。一番下から2行目⑦でございます。生活困窮者の自主支援の充実。これは平成26年にモデル事業をやっております。生活保護になる前の方達の支援をしっかりとしていこうということでございまして、26年には、これ、社協に委託しておりますけれども、暮らしの相談所みさとを開設しております。それから自立の促進を図るための就労支援も行ってきております。

44ページをお願いいたします。一番最後の方の行になります。特に食生活改善ということで、病態食の配食サービスのことでございます。意識しながら食生活を送っていただくということになると思います。

47ページお願いします。これも下段の方になります。生涯学習拠点の充実というところで、3行目から公民館等地域を担うひとつづくりの拠点として活用し、これは直接的に小さな拠点づくりということでもないんですが、それに近い発想のものだというふうに思っております。

48ページをお願いします。これも下の方になります。地域に信頼される安全で安心できる学校づくり。これで追記いたしましたのが、その他というところからでございます。

校内において安全性の高い施設の建設、それから校外でのスクールバス等も通学で子供たちの安心安全の確保に努めますというところが追記になっております。

55ページをお願いいたします。このページも下の方の段になります。ここに小さな拠点づくりという言葉が出ております。これも総合戦略の中で出てございまして、新年度は、粕淵地域に建設予定でございます。

58ページをお願いいたします。実は、全協でお話ししましたこの計画の中の事業費のところ、少し計算が誤っておりまして、大変申し訳ございません。ここで訂正をさせていただきたいと思っております。小さな拠点づくりのところ、金額が違ってございまして、足し算が違ってございまして、事業数は13事業で間違いございませんが、事業費の方が、10億6040万になります。それから、新規事業の方が、1億2940万というふうになりますので、皆様のお手元の方には、年次計画といいますか、入っておると思っておりますが、その辺のところと整合性が合いませんので、今、訂正をさせて頂いております。まあタブレットの方に参考資料ということで、入っているというふうに思っております。先ほど訂正いたしました関係で、計画の総事業費も118億5786万2000円、それから新規事業につきましても、21億9941万7000円というふうになります。申し上げます。

先ほど申しました計画の参考資料ということで、5年間の費用を書いておりますが、これ金額については、概算ということでございまして、実施の際には、精査をするために、変更となる場合が多くなるということをご承知おきください。なお計画の後に、いわゆる過疎ソフトでございまして、過疎地域自立支援特別事業の詳細について添付をしております。後ほどご覧ください。

以上で、議案第21号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

番外。建設課長。

●赤穴建設課長

それでは、上程できました議案第22号について説明いたします。

議案第22号、工事契約の変更について、次のとおり、工事請負契約を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。平成28年3月3日提出、美郷町長景山良材。

記 1、契約の目的 平成27年度町道志君線道路改良工事、平成27年9月7日議決。  
2、契約金額8904万6000円を8953万2000円に変更。3、契約の相手方、変更なし。4、変更の理由、法面工の変更による増でございます。

内容の説明なんですけれども、主な変更の理由として、法面工をあげておりますが、モルタル吹きつけの面積を、70平米追加したことによる変更であります。変更の請負金額、増額分は、48万6000円、内、消費税が3万6000円の増額となりまして、変更後の請負額は、8953万2000円となります。契約の相手方は変更なしで、上原土木有限会社で、代表取締役 上原謙二です。仮契約は、平成28年3月1日に締結をしております。

以上が議案第22号でございます。よろしくご審議の程、よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

上程になりました議案第23号につきまして、ご説明いたします。

議案第23号、公の施設の指定管理の指定について。地方自治法第244条第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。平成28年3月3日提出、美郷町長景山良材。

記 公の施設の名称、乙原集会所。指定管理者の指定を受ける団体の名称、乙原自治会。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。以下、築瀬集会所、築瀬自治会、吾郷集会所、吾郷自治会、久保集会所、久保自治会、上川戸集会所、上川戸中自治会、本郷集会所、上川戸下自治会、信喜集会所、信喜自治会、酒谷集会所、酒栄会、

九日市集会所、九日市集会所管理運営委員会、地頭所集会所、地頭所自治会、内田集会所、内田自治会、小林集会所、小林自治会、志君集会所、志君自治会、御領集会所、都賀本郷桐場自治会、都賀本郷地区自治集会所、都賀本郷連合自治会、御領団地集会所、御領団地自治会、高梨集会所、高梨協議会、指定の期間はいずれも同じでございます。

提案の理由でございますが、美郷町集会所17施設の指定管理者の指定満了によります再設定でございます。現在の協定による指定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までとなっております。内容につきましては、変更はございません。

以上、議案第23号の説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

上程頂きました議案第24号について説明いたします。

議案第24号。公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。平成28年3月3日提出、美郷町長景山良材。

記 公の施設の名称、共栄集会所。指定管理者の指定を受ける団体の名称共栄自治会。指定の期間平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。以下、指定の期間は同じでございます。

石見集会所、石見自治会、野井集会所、野井自治会。提案の理由でございますが、いずれの施設も現在同指定管理者により、管理を行っていただいております、この度、指定管理の満了に伴います再設定でございます。いずれも条件は同じでございます。

以上で議案第24号の説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

上程いただきました議案第25号について説明をいたします。

議案第25号、公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。平成28年3月3日提出、美郷町長景山良材。

記 公の施設の名称、君の谷農村塾。指定管理者の指定を受ける団体の名称、君の谷農村塾運営委員会。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。以下2地区、いずれも同じ指定期間となります。

続いて、君の谷農村公園、君の谷農村塾運営委員会、上野農村活性化塾、上野連合自治会。指定の理由でございますが、これも同じように指定期間の更新によるものでございますが、君の谷農村塾及び君の谷農村公園の指定管理者については、以前から、君の谷農村

塾運営委員会の方で、上野農村活性化塾の指定管理者は、上野連合自治会がいずれも運営をしていただいております。

この期間が先ほどを申し上げましたように、本年の4月1日から平成33年の3月31日までの5箇年ということをお願いをしたいと思いますので、ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

議案第26号。公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。平成28年3月3日提出、美郷町長景山良材。

記 公の施設の名称、青杉森林センター。指定管理者の指定を受ける団体の名称、滝原自治会。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。公の施設の名称、千原コミュニティーセンター。指定管理者の指定を受ける団体の名称、千原コミュニティーセンター管理運営委員会。指定の期間平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上2つの施設の指定管理者の更新でございます。平成28年3月31日までの指定管理の期間が満了し、いずれも同管理者により、28年4月1日から平成33年3月31日までの指定管理の更新を行うものでございます。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

●西嶋議長

以上で、全議案の説明が終わりました。

質疑は、明日4日に日程を取りますので、よろしくお願いたします。

日程第7、予算特別委員会の設置を議題といたします。

発委第1号、予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について、を議題といたします。議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

11番・佐竹議員。

●佐竹議員

発委第1号、予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について。上記の議案を美郷町会議規則、（平成16年美郷町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。平成28年3月3日。美郷町議会議長西嶋二郎様。

提出者、議会運営委員長佐竹一夫。予算特別委員会の設置に関する決議（案）。当議会は、標記の特別委員会を下記のとおり設置する。

記 名称、予算特別委員会。根拠、地方自治法第109条第1項及び美郷町議会委員会

条例第5条。

目的、予算については、予算特別委員会が付託を受け、審議する。

定数、11人。期間、第1回定例会中。以上。

●西嶋議長

ご苦労さまでした。以上で説明が終わりました。

お諮りします。

発委第1号、予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、予算特別委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りします。

予算特別委員会委員の選任については、美郷町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

●西嶋議長

異議なしと認め、予算特別委員会委員は、お手元に配布した名簿のとおり選任することに決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は、明日4日金曜日定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

（ 散会 午後 2時10分 ）